

○国土交通省令第四十三号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第四項（同法第十九条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第二項第四号及び第四項、第十条の六第一項、第二項第四号及び第三項並びに第十条の七第二項（これらの規定を同法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条第三項第一号並びに海上運送法等の一部を改正する法律附則第八条の規定に基づき、海上運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣 中野 洋昌

海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正

前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | <p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 船舶運航事業</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 貨物定期航路事業</p> <p>第一款 貨客定期航路事業</p> <p>第一目 内航貨客定期航路事業(第二十一条―第二十一条の六)</p> <p>第二目 外航貨客定期航路事業(第二十一条の七)</p> <p>第二款 貨物専用定期航路事業</p> <p>第一目 内航貨物専用定期航路事業(第二十一条の八)</p> <p>第二目 外航貨物専用定期航路事業(第二十一条の九―第二十一条の十二)</p> <p>第三節―第八節 (略)</p> <p>第三章―第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(一般旅客定期航路事業の許可申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正前 | <p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 船舶運航事業</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 貨物定期航路事業</p> <p>第一款 貨客定期航路事業</p> <p>第一目 内航貨客定期航路事業(第二十一条―第二十一条の五)</p> <p>第二目 外航貨客定期航路事業(第二十一条の六)</p> <p>第二款 貨物専用定期航路事業</p> <p>第一目 内航貨物専用定期航路事業(第二十一条の七)</p> <p>第二目 外航貨物専用定期航路事業(第二十一条の八―第二十一条の十一)</p> <p>第三節―第八節 (略)</p> <p>第三章―第十章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(一般旅客定期航路事業の許可申請)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> |

ハ 法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要、法第十条の四第一項の規定により安全統括管理者に選任しようとする者の安全統括管理者資格者証番号（安全統括管理者資格者証に記載された番号をいう。以下同じ。）及び法第十条の六第一項の規定により運航管理者に選任しようとする者の運航管理者資格者証番号（運航管理者資格者証に記載された番号をいう。以下同じ。）

ニ（略）

二・三（略）

（削る）

（削る）

ハ 法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに同条第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

ニ（略）

二・三（略）

（安全統括管理者の要件）

第七条の四の二 一般旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 一般旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第七条の四の三 一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業に使用する旅客船のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客船に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業と同等以上の規模の旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関し

(安全統括管理者の職務)

第七条の六 法第十条の四第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の状況に関する記録を作成し、これを保存すること。
- 二 法第十九条の四の規定による輸送の安全に関わる情報を公表すること。

三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用する一般旅客定期航路事業者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ 一般旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 十八歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第七条の六 法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

2 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第七条の四

(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

第七條の七 法第十条の第四項の規定により安全統括管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任(解任)届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名、生年月日及び安全統括管理者資格者証番号

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

2 前項の安全統括管理者選任届出書には、選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることを証する書類を添付するものとする。

(運航管理者の選任)

第七條の八 一般旅客定期航路事業者は、法第十条の六第一項の規定により、事業の用に供する船舶の隻数、大きさ、航行区域その他運航に関する事項を勘案して、輸送の安全を確保するために必要な人数の運航管理者を選任しなければならない。

(運航管理者の職務)

第七條の九 法第十条の六第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、船舶の運航管理に関する記録を作成し、これを保存することとする。

(運航管理者の選任及び解任の届出)

の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類

二 運航管理者選任届出書 選任された運航管理者が第七條の四の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類

(新設)

(新設)

(新設)

第七條の十 法第十條の六第三項の規定により運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した運航管理者選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

（新設）

一 住所及び氏名

二 選任し、又は解任した運航管理者の氏名、生年月日及び運航管理者資格者証番号

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

2 運航管理者の業務を第三者に委託する場合には、前項の運航管理者選任届出書には、当該委託に係る契約の内容を記載した書類を添付するものとする。

（運航管理者を船舶に乗り組ませることができるとき）

第七條の十一 法第十條の七第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

（新設）

一 船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路を航行するとき。

二 次のいずれかに該当するとき。

イ 現に職務を行っている運航管理者が災害、傷病その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できず、かつ、これに代わる運航管理者（船舶に乗り組んでいない者に限る。）の選任も困難である場合において、事業の運営の状況その他の事情を勘案して船長その他の船員（運航管理者資格者証を有する者に限る。）が運航管理者の職務を兼ねなければ船舶を航行できないとき。

ロ 現に職務を行っている船長その他の船員が災害、傷病その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できない場合において、事業の運営の状況その他の事情を勘案して現に職務を行っている運航管理者を船舶に乗り組ませなければ当該船舶を航行できないと

き。

2 前項各号のいずれにも該当する場合において、法第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該船舶に乗り組ませようとする期間及び当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者の氏名をあらかじめ所轄地方運輸局長に報告すること。

二 前号の報告をした後、遅滞なく、当該運航管理者及び当該従業者に対し、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習を受講させ、これらの者が当該講習を修了したことを証する書類を所轄地方運輸局長に提出すること。

三 当該運航管理者が運航管理者としての職務を行っている間は、当該従業者を事務所その他の適切な場所に配置すること。

(特定旅客定期航路事業の許可申請)

第十九条の二の三 (略)

2 前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ (略)

ロ 法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要、法第十九条の六第二項において準用する法第十条の四第一項の規定により安全統括管理者に選任しようとする者の安全管理規程資格者証番号及び法第十九条の六第二項において準用する法第十条の六第一項の規定により運航管理者に選任しようとする者の運航管理者資

(特定旅客定期航路事業の許可申請)

第十九条の二の三 (略)

2 前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ (略)

ロ 法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

(削る)

(削る)

(安全統括管理者の要件)

第二十條の十一の二 対外旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 対外旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第二十條の十一の三 対外旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業と同等以上の規模の旅客運送船舶運航事業における船舶の運航の管理に關し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 対外旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に關しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二 十八歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこ

(準用規定)

第二十條の十二 第七條の二、第七條の五から第七條の十一まで、第十九條の二及び第十九條の二の二の規定は、対外旅客定期航路事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                                                                              |          |                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------|
| 第七條の五、<br>第七條の七第<br>一項、第七條<br>の十一第一項、<br>第七條の十一<br>第二項第一号<br>及び第二号並<br>びに第十九條<br>の二の二第二<br>項 | 所轄地方運輸局長 | 主たる事務所又は営業所<br>の所在地を管轄する地方<br>運輸局長を経由して国土<br>交通大臣 |
| (略)                                                                                          | (略)      | (略)                                               |

(運輸管理者を船舶に乗り組ませることができる場合)

第二十一條の五 法第二十條第二項において準用する法第十條の七第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 運輸管理者を乗り組ませようとする船舶が小型船舶（旅客船を除く。）であつて、当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない場合
- 二 第七條の十一第一項に規定する場合

と。

(準用規定)

第二十條の十二 第七條の二、第七條の五、第七條の六、第十九條の二及び第十九條の二の二の規定は、対外旅客定期航路事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                             |          |                                                   |
|---------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------|
| 第七條の五、<br>第七條の六第<br>一項及び第十<br>九條の二の二<br>第二項 | 所轄地方運輸局長 | 主たる事務所又は営業所<br>の所在地を管轄する地方<br>運輸局長を経由して国土<br>交通大臣 |
| (略)                                         | (略)      | (略)                                               |

(新設)

2 前項第一号の場合において、法第二十条第二項において準用する法第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該運航管理者及び当該運航管理者と常時連絡を取ることができ  
る従業者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、あ  
らじめ、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習を受講さ  
せ、これらの者が当該講習を修了したことを証する書類を所轄地方  
運輸局長に提出すること。

二 当該運航管理者がその職務を行っている間は、当該従業者を事務  
所その他の適切な場所に配置すること。

3 第七条の十一第二項の規定は、第一項第二号の場合において、法第  
二十条第二項において準用する法第十条の七第二項ただし書の規定に  
より運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者について準用する。

(準用規定)

第二十一条の六 第七条の二、第七条の四から第七条の十まで、第十九  
条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び  
第二十条の七の規定は、内航貨客定期航路事業及び当該事業の登録に  
ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同  
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替  
えるものとする。

|                                           |       |                                  |
|-------------------------------------------|-------|----------------------------------|
| 第十九条の二<br>第一項第二号<br>及び第十九条<br>の二の二第三<br>項 | 法第十七条 | 法第二十条第二項におい<br>て準用する法第十九条の<br>十四 |
|-------------------------------------------|-------|----------------------------------|

(準用規定)

第二十一条の五 第七条の二、第七条の四から第七条の六まで、第十九  
条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び  
第二十条の七の規定は、内航貨客定期航路事業及び当該事業の登録に  
ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同  
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替  
えるものとする。

|                 |                   |                   |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 第七条の四の<br>三第一号イ | 旅客船               | 船舶                |
| 第七条の四の<br>三第一号ロ | 規模の旅客定期航路事業       | 規模の内航貨客定期航路<br>事業 |
| 第七条の四の<br>三第一号ハ | 総トン数百トン未満の旅<br>客船 | 船舶                |

|     |  |  |
|-----|--|--|
| (略) |  |  |
| (略) |  |  |
| (略) |  |  |

2  
(略)

第二十一条の七 第七条の二、第七条の五から第七条の十一まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条から第二十条の五まで、第二十条の七から第二十条の九まで及び第二十条の十一の規定は、外航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                                                                             |          |                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 第七条の五、<br>第七条の七第<br>一項、第七条<br>の十第一項、<br>第七条の十一<br>第二項第一号<br>及び第二号並<br>びに第十九条<br>の二の二第二<br>項 | 所轄地方運輸局長 | 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------|

|                                           |       |      |
|-------------------------------------------|-------|------|
| 第十九条の二<br>第一項第二号<br>及び第十九条<br>の二の二第三<br>項 | 当該旅客船 | 当該船舶 |
| 法第十七条                                     |       |      |
| 法第二十条第二項において準用する法第十九条の十四                  |       |      |

2  
(略)

第二十一条の六 第七条の二、第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条から第二十条の十一の三まで（第二十条の六及び第二十条の十を除く。）の規定は、外航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                             |          |                                       |
|---------------------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 第七条の五、<br>第七条の六第<br>一項及び第十<br>九条の二の二<br>第二項 | 所轄地方運輸局長 | 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣 |
|---------------------------------------------|----------|---------------------------------------|

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

2 (略)

第二十一条の八、第二十一条の十二 (略)

(旅客不定期航路事業の許可申請)

第二十二条 (略)

2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ (略)

ハ 法第二十一条の五において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要、法第二十一条の五において準用する法第十条の四第一項の規定により安全統括管理者に選任しようとする者の安全統括管理者資格者証番号及び法第二十一条の五において準用する法第十条の六第一項の規定により運航管理者に選任しようとする者の運航管理者資格者証番号

二、四 (略)

(削る)

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

2 (略)

第二十一条の七、第二十一条の十一 (略)

(旅客不定期航路事業の許可申請)

第二十二条 (略)

2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ (略)

ハ 法第二十一条の五において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十一条の五において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二、四 (略)

(安全統括管理者の要件)

第二十三条の四の二 内航一般不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 内航一般不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を

(削る)

有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第二十三条の四の三 内航一般不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする内航一般不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して内航一般不定期航路事業を営む場合にあつては、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする内航一般不定期航路事業と同等以上の規模の内航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 船舶（旅客船を使用する場合にあつては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して内航一般不定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ 内航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 十八歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(準用規定)

第二十三条の六 第七条の五から第七条の十まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十条の七及び第二十一条の五の規定は、内航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                                                                                                                        |          |                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------|
| 第七条の五、<br>第七条の七第<br>一項、第七条<br>の十第一項、<br>第十九条の二<br>の二第二項、<br>第二十一条の<br>五第二項第一<br>号並びに同条<br>第三項におい<br>て準用する第<br>七条の十一第<br>二項第一号及<br>び第二号 | 所轄地方運輸局長 | 主たる営業所の所在地を<br>管轄する地方運輸局長 |
| (略)                                                                                                                                    | (略)      | (略)                       |

2  
(略)

(削る)

(準用規定)

第二十三条の六 第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                             |          |                           |
|---------------------------------------------|----------|---------------------------|
| 第七条の五、<br>第七条の六第<br>一項及び第十<br>九条の二の二<br>第二項 | 所轄地方運輸局長 | 主たる営業所の所在地を<br>管轄する地方運輸局長 |
| (略)                                         | (略)      | (略)                       |

2  
(略)

(安全統括管理者の要件)

第二十三条の九の二 外航一般不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

(削る)

(準用規定)

第二十三条の十 第七条の五から第七条の十一まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十条の七及び第二十三条の三の規定は、外航一般不定期航路事業及び当該事業

一 外航一般不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第二十三条の九の三 外航一般不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行うとする外航一般不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行うとする外航一般不定期航路事業と同等以上の規模の旅客運送船舶運航事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 外航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関し又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二 十八歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(準用規定)

第二十三条の十 第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十条の七及び第二十三条の三の規定は、外航一般不定期航路事業及び当該事業の登録に

の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                                                                             |          |                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------|
| 第七條の五、<br>第七條の第七<br>一項、第七條<br>の十第一項、<br>第七條の十一<br>第二項第一号<br>及び第二号並<br>びに第十九條<br>の二の二第二<br>項 | 所轄地方運輸局長 | 主たる事務所又は營業所<br>の所在地を管轄する地方<br>運輸局長を経由して国土<br>交通大臣 |
| (略)                                                                                         | (略)      | (略)                                               |

2  
2  
4 (略)

(先進船舶導入等計画の認定の申請)

第四十二條の九 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、法第三十九條の十二及び第三十九條の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

|                |                |
|----------------|----------------|
| (略)            | (略)            |
| 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 |

について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                             |          |                                                   |
|---------------------------------------------|----------|---------------------------------------------------|
| 第七條の五、<br>第七條の六第<br>一項及び第十<br>九條の二の二<br>第二項 | 所轄地方運輸局長 | 主たる事務所又は營業所<br>の所在地を管轄する地方<br>運輸局長を経由して国土<br>交通大臣 |
| (略)                                         | (略)      | (略)                                               |

2  
2  
4 (略)

(先進船舶導入等計画の認定の申請)

第四十二條の九 (略)

2 (略)

3 第一項の場合において、法第三十九條の十二及び第三十九條の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

|                |                |
|----------------|----------------|
| (略)            | (略)            |
| 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 |

(昭和二十六年法律第四百十九号) 第二十条第一項又は第二十三条の三十六第一項の許可

施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号) 第十四号様式による特例許可申請書

(職権の委任)

第四十八条 海上運送法施行令(昭和三十年政令第二百七十六号。次条において「令」という。)第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権(同条第三項に規定する職権を除く。)を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第二十二條第一項の規定による登録、法第二十二條第二項において準用する法第十条の第三第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十条の第三第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十条の第四第四項の規定による安全統括管理者の選任又は解任の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十条の六第三項の規定による運輸管理者の選任又は解任の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十条の八の規定による安全統括管理者又は運輸管理者の解任の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十九條第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、法第二十二條第三項において準用する法第十九條の二の規定による保険契約締結の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の三の規定による輸送の安全に関わる情報の整理及び公表、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の七第二項及び第三項の規定による事業の登録申請、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の八の規定による事業の登録、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十第一項の規定による変更の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十二第一項の規定による承継の確認、法第二十二條第二項において

第二十条第一項又は第二十三条の三十六第二項の許可

施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号) 第十四号様式による特例許可申請書

(職権の委任)

第四十八条 海上運送法施行令(昭和三十年政令第二百七十六号。次条において「令」という。)第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権(同条第三項に規定する職権を除く。)を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第二十二條第一項の規定による登録、法第二十二條第二項において準用する法第十条の第三第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十条の第三第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十条の三第五項の規定による安全統括管理者又は運輸管理者の選任又は解任の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十条の三第七項の規定による安全統括管理者又は運輸管理者の解任の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十九條第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、法第二十二條第三項において準用する法第十九條の二の規定による保険契約締結の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の三の規定による輸送の安全に関わる情報の整理及び公表、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の七第二項及び第三項の規定による事業の登録申請、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の八の規定による事業の登録、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十第一項の規定による変更の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十二第一項の規定による承継の確認、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十三第一項の規定による事業の廃止の届出、法第二十二條第二

準用する法第十九条の十三第一項の規定による事業の廃止の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十九条の十四の規定による登録の取消し等、法第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を法第三十三條において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出並びに法第三十二條の規定による運送秩序に関する勧告にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三〇五（略）

（聴聞等の方法の特例）

第五十一条 地方運輸局長は、法第十条の八（法第十九条の六第二項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）、法第十四條第二項、法第十七條（法第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）並びに法第二十条第二項及び第二十二條第二項において準用する法第十九条の十四の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第七号様式（第21条の6、第21条の7関係）  
（略）

第十号様式（第20条、第21条の9、第23条の7関係）  
（略）

項において準用する法第十九条の十四の規定による登録の取消し等、法第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を法第三十三條において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出並びに法第三十二條の規定による運送秩序に関する勧告にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三〇五（略）

（聴聞等の方法の特例）

第五十一条 地方運輸局長は、法第十条の三第七項（法第十九条の六第二項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）、法第十四條第二項、法第十七條（法第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）並びに法第二十条第二項及び第二十二條第二項において準用する法第十九条の十四の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第七号様式（第21条の5、第21条の6関係）  
（略）

第十号様式（第20条、第21条の8、第23条の7関係）  
（略）

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出に関する経過措置）

第二条 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日（次条及び附則第四条において「特定日」という。）までは、これらの規定中「安全統括管理者資格者証番号」とあるのは「略歴又は安全統括管理者資格者証番号」と、「運航管理者資格者証番号」とあるのは「略歴又は運航管理者資格者証番号」とする。

一 この省令の施行の際現に一般旅客定期航路事業の許可を受けている者であつて、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの この省令の規定による改正後の海上運送法施行規則（以下この条から附則第四条までにおいて「新海上運送法施行規則」という。）第

### 二条第二項第一号ハ

二 この省令の施行の際現に特定旅客定期航路事業の許可を受けている者であつて、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの 新海上運送法施行規則第十九条の二の

### 三第二項第一号ロ

三 この省令の施行の際現に旅客不定期航路事業の許可を受けている者（改正法附則第三条第二項に規定する者を含む。）であつて、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの 新海上運送法施行規則第二十二条第二項第一号ハ

第三条 新海上運送法施行規則第七条の七第一項第二号（新海上運送法施行規則第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の六第一項、第二十一条の七第一項、第二十二条の六、第二十三条の六第一項及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、特定日までは、同号中「安全統括管理者資格者証番号」とあるのは、「安全統括管理者資格者証番号（安全統括管理者資格者証の交付を受けている者を選任又は解任した場合に限る。）」とする。

2 特定日前に、安全統括管理者の選任届出書（安全統括管理者資格者証番号（海上運送法第三十二条の四に規定する安全統括管理者資格者証に記載された番号をいう。以下この項において同じ。）の記載がないものに限る。）を提出している者であつて、特定日において引き続き当該安全統括管理者を選任しようとするものは、特定日まで、安全統括管理者資格者証番号を記載した選任届出書を、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業（改正法附則第三条第二項に規定する者が引き続き営んでいる小型船舶旅客不定期航路事業を含む。）又は改正法附則第六条第三項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする内航貨物定期航路事業 事業計画

に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下この条並びに附則第五条及び第六条において同じ。）

二 対外旅客定期航路事業（改正法附則第六条第一項に規定する者が引き続き営んでいる当該事業を含む。）、「外航貨客定期航路事業（同条第三項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする外航貨物定期航路事業を含む。）又は外航一般不定期航路事業（同条第五項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする外航不定期航路事業を含む。）主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣

三 内航貨客定期航路事業 新海上運送法施行規則第二十一条第一項の内航貨客定期航路事業登録申請書に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長

四 内航一般不定期航路事業（改正法附則第六条第五項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする内航不定期航路事業を含む。）主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

3 新海上運送法施行規則第七条の十第一項第二号（新海上運送法施行規則第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の六第一項、第二十一条の七第一項、第二十二条の六、第二十三条の六第一項及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、特定日まで、同号中「運輸管理者資格者証番号」とあるのは、「運輸管理者資格者証番号（運輸管理者資格者証の交付を受けている者を選任又は解任した場合に限る。）とする。」とする。

4 特定日前に、運航管理者の選任届出書（運航管理者資格者証番号（海上運送法第三十二条の八に規定する運航管理者資格者証に記載された番号をいう。以下この項において同じ。）の記載がないものに限る。）を提出している者であつて、特定日において引き続き当該運航管理者を選任しようとするものは、特定日までに、運航管理者資格者証番号を記載した選任届出書を第二項各号に掲げる事業の区分に応じ、同項各号に定める者に提出しなければならない。

（運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合に関する経過措置）

第四条 特定日までは、運航管理者を船舶に乗り組ませることができるときは、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第七条の十一第一項 | 該当する場合 | 該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に一般旅客定期航路事業の許可を |
|-----------|--------|--------------------------------------------------------------------------|
|           |        |                                                                          |

|                |                                                                                                                       |                                                                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | <p>第十九条の三において準用する<br/>第七条の十一第一項</p>                                                                                   | <p>第二十条の十二において準用する<br/>第七条の十一第一項</p>                                                                      |
|                | <p>該当する場合</p>                                                                                                         | <p>該当する場合</p>                                                                                             |
| <p>受けている場合</p> | <p>該当する場合又は海上運送<br/>法等の一部を改正する法律<br/>(令和五年法律第二十四号<br/>) 附則第一条第五号に掲げ<br/>る規定の施行の日前に特定<br/>旅客定期航路事業の許可を<br/>受けている場合</p> | <p>該当する場合又は海上運送<br/>法等の一部を改正する法律<br/>(令和五年法律第二十四号<br/>) 附則第一条第五号に掲げ<br/>る規定の施行の日前に對外<br/>旅客定期航路事業の登録を</p> |

|                                                       |                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                       | <p>第二十一条の五第一項</p>                                                                                                                          |
|                                                       | <p>該当する場合</p>                                                                                                                              |
| <p>受けている場合（同法附則第六条第一項に規定する者が当該事業を引き続き営んでいる場合を含む。）</p> | <p>該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に内航貨客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第三項に規定する者が人の運送をする内航貨物定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）</p> |

|                                    |               |                                                                                                                                            |
|------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第二十一条の七第一項において準用する第七条の十一第一項</p> |               | <p>該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に外航貨客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第三項に規定する者が人の運送をする外航貨物定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）</p> |
| <p>第二十二条の六において準用する第七条の十一第一項</p>    | <p>該当する場合</p> | <p>該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号</p>                                                                                                |

|                                                                                                   |                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                   | <p>第二十三条の六第一項において<br/>準用する第二十一条の五第一項</p>                                                    |
|                                                                                                   | <p>該当する場合</p>                                                                               |
| <p>（附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に旅客不定期航路事業の許可を受けている場合（同法附則第三条第二項に規定する者が小型船舶旅客不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）</p> | <p>該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に内航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（同法附</p> |

|                                                                       |                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                       | <p>第二十三条の十第一項において<br/>準用する第七条の十一第一項</p>                                                                                                                                                      |
|                                                                       | <p>該当する場合</p>                                                                                                                                                                                |
| <p>則第六条第五項に規定する<br/>者が人の運送をする内航不<br/>定期航路事業を引き続き営<br/>んでいる場合を含む。）</p> | <p>該当する場合又は海上運送<br/>法等の一部を改正する法律<br/>（令和五年法律第二十四号<br/>）附則第一条第五号に掲げ<br/>る規定の施行の日前に外航<br/>一般不定期航路事業の登録<br/>を受けている場合（同法附<br/>則第六条第五項に規定する<br/>者が人の運送をする外航不<br/>定期航路事業を引き続き営<br/>んでいる場合を含む。）</p> |

〔新海上運送法第十条の四第一項の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験〕

第五条 改正法附則第八条第一項の規定により読み替えて適用する改正法第三条の規定による改正後の海上運送法（以下この条及び次条において「新海上運送法」という。）第十条の四第一項（新海上運送法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の六及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経験とする。

一 当該事業の用に供する船舶が総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。）二十トン未満の船舶（次号イ及び次条において「小型船舶」という。）のみである場合 次のいずれかの実務の経験

イ 旅客運送船舶運航事業（海上運送法第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業をいう。次号イ及び次条において同じ。）において、運航管理者としての業務に一年以上従事したことを。

ロ 地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のいずれかの実務の経験

イ 旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者としての業務に一

年以上従事したこと。

ロ 地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

（新海上運送法第十条の六第一項の国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験）

第六条 改正法附則第八条第二項の規定により読み替えて適用する新海上運送法第十条の六第一項（新海上運送法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の六及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経験とする。

一 当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合 次のいずれかの実務の経験

イ 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗組んだこと。

ロ 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ 地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のいずれかの実務の経験

イ 旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗組んだこと。

ロ 旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ 地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験